

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 3 1 3 2
- 指定障害福祉サービス、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 3 1 3 8
- 指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 3 1 4 0
- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 3 1 4 3
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 3 1 4 4

◇ 訂 正

- 第 3 3 4 7 号の訂正【契約室契約課】 3 1 4 5
- 第 3 3 4 9 号の訂正【建設局総務部管理課】 3 1 4 6

北九州市告示第414号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までの日は、返還業務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司港駅周辺地区 自転車放置禁止区域	1台	平成26年 8月19日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

門司区自転車放置禁止区域外	2台	平成26年 8月5日	
	1台	平成26年 8月13日	
	1台	平成26年 8月19日	
	3台	平成26年 8月26日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	47台	平成26年 8月1日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	25台	平成26年 8月12日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	30台	平成26年 8月18日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	平成26年 8月6日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	3台	平成26年 8月1日	
	3台	平成26年 8月5日	
	2台	平成26年 8月8日	
	3台	平成26年	

		8月11日	
	4台	平成26年 8月15日	
	4台	平成26年 8月19日	
	3台	平成26年 8月22日	
	3台	平成26年 8月27日	
モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	3台	平成26年 8月20日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
JR下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	8台	平成26年 8月8日	
小倉南区自転車放置禁 止区域外	1台	平成26年 7月25日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	1台	平成26年 7月28日	
	1台	平成26年 7月29日	
	1台	平成26年 7月31日	
	2台	平成26年 8月7日	

	35台	平成26年 8月8日	
	4台	平成26年 8月13日	
	7台	平成26年 8月14日	
	4台	平成26年 8月18日	
	1台	平成26年 8月20日	
	3台	平成26年 8月21日	
	2台	平成26年 8月25日	
	3台	平成26年 8月27日	
若松区自転車放置禁止 区域外	1台	平成26年 8月6日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
	1台	平成26年 8月11日	
	1台	平成26年 8月22日	
	1台	平成26年	

		8月27日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	平成26年 8月18日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成26年 8月26日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	41台	平成26年 8月21日	北九州市八幡西区長崎町2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成26年 8月11日	
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	14台	平成26年 8月7日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	19台	平成26年 8月25日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	15台	平成26年 8月5日	北九州市戸畑区三六町13 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	12台	平成26年 8月25日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	2台	平成26年 8月7日	
	1台	平成26年 8月13日	
	3台	平成26年	

	8月26日	
--	-------	--

北九州市告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項及び第51条の25第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害福祉サービス、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号及び第51条の30第2項第2号並びに児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
重住ワークセンター 北九州市小倉南区 重住二丁目4番2 1号	有限会社ふるさと福祉サービス 北九州市小倉南区重住二丁目4番20号 代表取締役 小椋繁雄	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語、内部障害）、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	4017701238

(2) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ケアイン西天神相談支援センター 北九州市若松区西 天神町4番33号	社会福祉法人広緑会 北九州市若松区童子丸二丁目2番23号 理事長 廣澤利彦	特定無し	4036500025

相談支援事業所 みちくさ 北九州市小倉南区 重住二丁目4番2 1号	有限会社ふるさと福祉サ ービス 北九州市小倉南区重住二 丁目4番20号 代表取締役 小椋繁雄	特定無し	4037700160
---	--	------	------------

(3) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
ケアイン西天神相 談支援センター 北九州市若松区西 天神町4番33号	社会福祉法人広緑会 北九州市若松区童子丸二 丁目2番23号 理事長 廣澤利彦	特定無し	4076501479
相談支援事業所 みちくさ 北九州市小倉南区 重住二丁目4番2 1号	有限会社ふるさと福祉サ ービス 北九州市小倉南区重住二 丁目4番20号 代表取締役 小椋繁雄	特定無し	4077703157

2 事業廃止年月日

平成26年8月31日

北九州市告示第416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の24第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
有限会社小倉介護家事センター 北九州市小倉南区北方一丁目15番21号ピラプルス7 103号	有限会社小倉介護家事センター 北九州市小倉南区北方一丁目15番21号ピラプルス7 103号 取締役 清水友子	身体障害者、精神障害者	4017701295

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
重住ワークセンター 北九州市小倉南区重住二丁目4番21号	株式会社F-T O 北九州市小倉南区重住二丁目6番62号 代表取締役 小椋繁雄	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語、内部障害）、知的障害者、精神	4017701303

		障害者、 難病等対 象者	
A型作業所アグリ ファーム 北九州市八幡西区 金剛三丁目13番 6号	株式会社アグリファーム 北九州市八幡西区大字野 面1827番地1 代表取締役 井上三千代	身体障害 者（聴覚 ・言語、 内部障害 ）、知的 障害者、 精神障害 者	4016701155

(3) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援事業所フ ァーストライフ 北九州市八幡西区 南王子町2番15 号	ファーストライフ株式会 社 北九州市小倉北区魚町二 丁目2番17号ファース トBビル4F 代表取締役 山口直彦	特定無し	4036700120
相談支援事業所 みちくさ 北九州市小倉南区 重住二丁目4番2 1号	株式会社F-T O 北九州市小倉南区重住二 丁目6番62号 代表取締役 小椋繁雄	特定無し	4037700186

(4) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業所番号
北九州あゆみの里 北九州市門司区大 字畑1981番	社会福祉法人北九州あゆ みの会 北九州市戸畑区汐井町1 番6号	4057601538

	理事長 藤本新二	
--	----------	--

(5) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所ファーストライフ 北九州市八幡西区南王子町2番15号	ファーストライフ株式会社 北九州市小倉北区魚町二丁目2番17号ファーストBビル4F 代表取締役 山口直彦	特定無し	4076714965
相談支援事業所みちくさ 北九州市小倉南区重住二丁目4番21号	株式会社F-T O 北九州市小倉南区重住二丁目6番62号 代表取締役 小椋繁雄	特定無し	4077703256

2 指定年月日

平成26年9月1日

北九州市告示第417号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月18日

北九州市長 北 橋 健 治

3 係留施設の係船くい・栈橋の表の洞海の項中

「

若松給水栈橋	若松区久岐の浜地先	21.30×2	-6.0	を
--------	-----------	---------	------	---

」

「

若松給水栈橋	若松区久岐の浜地先	21.30×2	-6.0	に、
若松浮栈橋	若松区本町一丁目地先	20.00×1	-4.0	

」

「

響灘ドルフィン	若松区響灘一丁目地先	254.50 (取付を除く) 46.40 (取付を含む)	-10.0	を
---------	------------	---------------------------------------	-------	---

」

「

響灘ドルフィン	若松区響灘一丁目地先	254.50 (取付を除く) 46.40 (取付を含む)	-10.0	に
戸畑沖栈橋	戸畑区北鳥旗町地先	14.00×1	-4.0	
戸畑中栈橋	戸畑区北鳥旗町地先	12.80×1	-4.0	

」

改める。

北九州市告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月18日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
有限会社オリオ薬局ミブチ調剤薬局	旧	北九州市八幡西区丸尾町1番7号	平成26年9月1日
	新	北九州市八幡西区折尾一丁目8番1号	

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤								
平成 26 年	第3347 号	305 3	6 開札 の場 所及 び日 時の 項中	<table border="1"> <tr> <td>日</td> <td>平成26年9月30日</td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>午前9時40分</td> </tr> </table>	日	平成26年9月30日	時	午前9時40分	<table border="1"> <tr> <td>日</td> <td>平成26年9月30日</td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>午前 時 分</td> </tr> </table>	日	平成26年9月30日	時	午前 時 分
日	平成26年9月30日												
時	午前9時40分												
日	平成26年9月30日												
時	午前 時 分												

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成26年	第3349号	3081	上から3行目	供用を開始	区域を変更